

## 大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 488 号）

### 〔警察学校行政文書部分公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和 8 年 3 月 10 日）

#### 第一 審査会の結論

大阪府警察本部長が行った部分公開決定で非公開とした情報のうち、別表に記載した情報については公開すべきである。

大阪府警察本部長が行ったその余の判断は、妥当である。

#### 第二 審査請求に至る経過

- 1 令和 4 年 6 月 8 日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

警察学校における次の文書

- ・入校生の飲酒や喫煙に係る違反事案について、処分に係る文書
- ・入校生を対象とした酒やタバコに関する健康教育に係る文書

（講義内容、講師、日時。令和元年度以降。）

- 2 実施機関は、令和 4 年 6 月 22 日付けで、決定期間の延長を通知し、令和 4 年 7 月 5 日付けで条例第 13 条第 1 項の規定により、本件請求に対応する行政文書として、

- ・学生の規律違反の発生について（報告）
- ・校内措置の実施について（伺い）
- ・学生の規律違反行為について（報告）
- ・学生の規律違反行為に伴う校内措置の実施について（伺い）

（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件対象文書のうち、（1）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、（2）のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

##### （1）公開しないことと決定した部分

ア 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影、警部補（同相当職を含む。）

以下の警察官が特定される部分

イ 警察電話番号

ウ 担当係名

エ 方針、措置、報告、調査に関する部分及び資料等、人事管理に関する部分

オ 職員番号、生年月日、住居、成績、個人の内面等の心情に関する部分、個人の私生活等のプライバシーに関する部分

##### （2）公開しない理由

ア 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影、警部補（同相当職を含む。）以下の警察官が特定される部分

条例第 8 条第 2 項第 3 号に該当する。

本件対象文書（非公開部分）には、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名等が記載されており、これを公にすることにより、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある。

イ 警察電話番号

条例第 8 条第 2 項第 1 号に該当する。

本件対象文書（非公開部分）には、警察電話番号等が記録されており、これは警察の連絡調整事務等に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当する。

ウ 担当係名

（ア）条例第 8 条第 2 項第 1 号に該当する。

本件対象文書（非公開部分）には、担当係名が記録されており、これらは警察が行う捜査等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当する。

（イ）条例第 8 条第 2 項第 2 号に該当する。

本件対象文書（非公開部分）には、担当係名が記録されており、これらは犯罪の予防、鎮圧に関する手法、体制、方針等に関する情報であって、公にすることにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

エ 方針、措置、報告、調査に関する部分及び資料等、人事管理に関する部分

条例第 8 条第 2 項第 1 号に該当する。

本件対象文書（非公開部分）には、警察学校における方針や措置等の人事管理に関する情報が記録されており、これらは、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある情報であり、これを公にすることにより、当該もしくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当する。

オ 職員番号、生年月日、住居、成績、個人の内面等の心情に関する部分、個人の私生活等のプライバシーに関する部分

条例第 9 条第 1 号に該当する。

本件対象文書（非公開部分）には、警察職員の職員番号及び個人の私生活等に関する情報が記録されており、これらは、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

3 令和 4 年 10 月 7 日付けで、審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26

年法律第 68 号) 第 2 条の規定により、審査請求 (以下「本件審査請求」という。) を行った。

### 第三 審査請求の趣旨

方針、措置、報告、調査に関する部分及び資料等、人事管理に関する部分の公開を求める。

### 第四 審査請求人の主張要旨

1 審査請求書における主張

条例第 8 条第 2 項第 1 号及び条例第 8 条第 1 項第 4 号のいずれにも該当しないため。

2 反論書における主張

大阪府情報公開審査会答申 (大公審答申第 372 号) 教職員の処分に係る文書部分公開決定審査請求事案 (答申日: 令和 5 年 1 月 19 日) における「第六審査会の判断」と同旨。

### 第五 実施機関の主張要旨

1 弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

(2) 本件処分の理由等

ア 本件審査請求の対象情報について

本件処分において公開しないことと決定した部分は、前記第二の 2 の (2) に記載したとおりであるが、本件審査請求の趣旨は、本件処分のうち「方針、措置、報告、調査に関する部分及び資料等、人事管理に関する部分の公開を求める。」となっている。

よって、本件処分のうち、審査請求人が公開を求める部分に対する「方針、措置、報告、調査に関する部分及び資料等、人事管理に関する部分」(以下「本件対象情報」という。) を公開しないことと決定した理由について弁明するものとする。

イ 本件処分の妥当性等について

警察学校の学生の規律違反行為に対する措置 (以下「校内措置」という。) については、当該規律違反行為の態様、結果等を総合的に考慮して決定される。

本件対象文書である「学生の規律違反の発生について (報告)」、「校内措置の実施について (伺い)」、「学生の規律違反行為について (報告)」及び「学生の規律違反行為に伴う校内措置の実施について (伺い)」は、校内措置についての決定を行うために、学生の規律違反行為の態様、経緯、聴取内容、調査結果、方針等について記載した行政文書である。

本件対象情報には、校内措置についての決定を行うための、方針、措置、調査内容等が記録されており、これらは、服務監督等の人事管理に関する情報であって、これらを公にすれば、規律違反行為に対する措置の方針、基準、措置内容等を明らかにすることとなり、警察学校において規則違反をした者又はしようとする者が校内措置を免れるために何らかの対策を執るなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの

事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当し、条例第8条第2項第1号に該当する情報であるといえるため、非公開としたものである。

なお、本件処分のうち、本件対象情報以外の部分についても、条例の規定に該当する情報として非公開とする決定を行っているものである。

したがって、条例に基づき行われた本件処分は妥当である。

#### ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の趣旨として「方針、措置、報告、調査に関する部分及び資料等、人事管理に関する部分の公開を求める。」、審査請求の理由として「条例第8条第2項第1号及び条例第8条第1項第4号のいずれにも該当しないため。」と主張するが、本件処分は前記第二の2の(2)のとおり適正に行われたものであることから、審査請求人の主張は認められない。

#### 2 実施機関説明における主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件対象文書には、警察学校における教育訓練の規律違反行為、調査内容、違反行為に係る措置の具体的な方針を定めたもの等が含まれている。
- (2) これらを公開すると警察学校に在学中の学生が、規律違反行為、違反行為に係る措置の詳細について知ることになる。そうなれば警察学校内における規律違反行為に係る措置の具体的な方針や調査内容等が明らかとなり、これらの調査をすり抜けようとする者が出る可能性が考えられる。そのようになれば教育訓練の妨げとなり、現在、警察学校で行っている警察官育成の事務に著しい支障を及ぼす。
- (3) これまでの学生について違反行為に係る調査内容等は公開したことが無く、公開となれば公開前の学生と公開後の学生に対する取扱いに差が生まれ、勤務評定を定める際に公平性を欠くことも考えられる。
- (4) 以上のことから、これらの情報が公開されると条例第8条第2項第1号及び条例第8号第1項第4号における、現在の警察学校における事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると考えため非公開とした。

### 第六 諮問機関の主張要旨

諮問機関の理由説明書における主張は、次のとおりである。

審査請求人が提起した、本件審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮問機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る本件処分は条例に基づき適正に行われており、妥当であると考えている。

### 第七 審査会の判断

#### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の

行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

## 2 本件処分に係る具体的な判断及びその理由について

### (1) 本件係争部分について

本件請求人は、条例第8条第2項第1号及び同条第1項第4号のいずれにも該当しないと主張していることから、本件対象文書のうち、当該部分について、以下検討する。

### (2) 条例第8条第2項第1号及び条例第8条第1項第4号について

#### ア 条例第8条第2項第1号について

条例第8条第2項第1号は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定め、同条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができると規定しており、本件処分において実施機関は、条例第8条第1項第4号に該当するものとして本号を適用しているため、以下その該当性について検討する。

#### イ 条例第8条第1項第4号について

条例第8条第1項第4号は、府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものについては公開しないことができる旨を定めている。

### (3) 条例第8条第2項第1号及び条例第8条第1項第4号の該当性について

当審査会において、本件対象文書の方針、措置、報告、調査に関する部分及び資料等、人事管理に関する部分を確認したところ、本件対象文書は、警察学校における人事管理の事務に関する情報であることが認められる。

一般的に、方針は、規律違反行為に対してどのような措置を行うかを定めた基準であり、当該基準が存在することを非公開とする合理的理由はない。当該方針部分には、規律違反行

為の様態に係る内容や当該違反行為に対する措置等についての記載に加え、警察学校に在学中の学生に対する措置に係る具体的な調査方法、措置の内容、勤務評価及び人事管理に係る内容の記載が認められる。実施機関に確認すると、規律違反行為の様態に係る内容については、学生に対し寮の規則等で既に示されているとのことであり、措置に係る基本的事項については、措置を決定するに当たっての基本的な考え方を示したものであるとのことであった。

したがって、当該方針の名称並びに当該方針部分のうち規律違反行為の様態に係る内容及び措置に係る基本的事項については、公開したとしても、実施機関が主張するような校内措置を免れるために何らかの対策を執るなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとはいえないことから、当該箇所は条例第8条第2項第1号及び同条第1項第4号には該当せず、公開すべきである。

一方で、警察学校に在学中の学生に対する措置に関する具体的な調査方法、措置の内容、勤務評価及び人事管理に係る内容の記載については、調査方法や措置の内容を公にすると、校内措置を免れるために規律違反行為の調査から逃れるべく立ち回る可能性も考えられる。また、勤務評価や人事管理に係る情報を公開すると、特定の内容が評価に直結することが明らかになり、今後学生がその項目のみに心血を注ぐことになりかねず、他の指導内容を疎かにするなど警察学校が行う指導教育や学校運営の事務、若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

よって、実施機関が方針、措置、報告、調査に関する部分及び資料等、人事管理に関する部分のうち、措置に関する具体的な調査方法、措置の内容、勤務評価及び人事管理に係る内容を条例第8条第2項第1号及び条例第8条第1項第4号に該当するとした判断は妥当である。

### 3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子

別表

本件対象文書	公開が妥当と判断した部分
○ 令和2年2月7日付け 学生の規律違反の発生について（報告）	2 頁目 40 行目 1 文字目から 14 文字目
○ 令和2年7月10日付け 校内措置の実施について（伺い）	1 頁目 文書本文 15 文字目から 26 文字目 2 頁目 7 行目 32 文字目から全文 8 行目 1 文字目から 4 文字目 25 行目 2 文字目から 12 文字目 26 行目 19 文字目から全文 27 行目から 32 行目全文 3 頁目 2 行目 1 文字目から 15 文字目 3、4、6、7、9、10、12 行目全文 18、23、27、31 行目全文 4 頁目 5、9、14 行目全文 5 頁目 1 行目から 18 行目全文 19 行目 1 文字目から 15 文字目 27 行目 1 文字目から 10 文字目 同 行 29 文字目から全文 28 行目から 31 行目全文 6 頁目 措置の種類欄以外 7 頁目 措置の種類欄及び備考欄の一部以外
令和2年10月24日付け 校内措置の実施について（伺い）	1 頁目 文書本文 15 文字目から 26 文字目 2 頁目 7 行目 15 文字目から 26 文字目 3 頁目 6 行目 2 文字目から 12 文字目 7 行目 19 文字目から全文 8 行目から 12 行目全文 13 行目 4 文字目から 15 文字目 14、15、18 行目全文 4 頁目 1 行目 7 文字目 13 文字目 6 行目全文 5 頁目 措置の種類欄及び備考欄の一部以外
令和2年11月9日付け 校内措置の実施について（伺い）	1 頁目 文書本文 15 文字目から 26 文字目 2 頁目 7 行目 15 文字目から 26 文字目 21 行目 2 文字目から 12 文字目

	<p>22 行目 18 文字目から全文  23 行目から 26 行目全文  27 行目 1 文字目から 8 文字目  32 行目 4 文字目から 27 文字目</p> <p>3 頁目 2 行目全文  27 行目 8 文字目から 19 文字目  30 行目 7 文字目から 14 文字目  35 行目全文</p> <p>4 頁目 措置の種類欄及び備考欄の一部以外</p>
<p>○ 令和 2 年 7 月 29 日付け  学生の規律違反行為に伴う校内措置の  実施について（伺い）</p>	<p>2 頁目 7 行目 30 文字目から全文  8 行目 1 文字目から 3 文字目</p> <p>3 頁目 12 行目 2 文字目から 12 文字目  13 行目 21 文字目から全文  14、15、16、18、20、22、23 行目全文  25 行目 1 文字目から 7 文字目</p>
<p>令和 3 年 2 月 3 日付け  学生の規律違反行為に伴う校内措置の  実施について（伺い）</p>	<p>2 頁目 7 行目 25 文字目から 35 文字目  24 行目 2 文字目から 12 文字目  25 行目 11 文字目から全文  26、27 行目全文  28 行目 1 文字目から 13 文字目  29 行目 1 文字目から 5 文字目  34 行目 5 文字目から 14 文字目</p> <p>3 頁目 32 行目 11 文字目から全文  33、34、36 行目全文  37 行目 5 文字目から 23 文字目</p> <p>6 頁目 17 行目から 22 行目全文  24 行目全文  25 行目 1 文字目から 18 文字目</p>
<p>令和 3 年 3 月 8 日付け  学生の規律違反行為に伴う校内措置の  実施について（伺い）</p>	<p>27 頁目 32 行目 2 文字目から 12 文字目  33 行目 11 文字目から全文  34、35、37、39、40 行目全文  42 行目 1 文字目から 7 文字目</p> <p>28 頁目 5、6、7、9 行目全文</p>